

(案)

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教員養成フラッグシップ大学推進委員会の設置について令和3年〇月〇日
教員養成部会決定

1. 設置の目的

令和2年1月23日に取りまとめられた「Society5.0時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について（最終報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教員養成のフラッグシップ大学検討ワーキンググループ）の提言や、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）」（令和3年3月12日中央教育審議会）を踏まえ、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものとして文部科学大臣が指定する大学（以下「教員養成フラッグシップ大学」という）の審査及び評価を行うため、初等中等教育分科会教員養成部会運営規則（令和3年〇月〇日教員養成部会決定）第3条第1項の規定に基づき、本部会のもとに、教員養成フラッグシップ大学推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 審議事項

- (1) 教員養成フラッグシップ大学の公募要領や審査方法等の検討
- (2) 教員養成フラッグシップ大学の実施計画の審査
- (3) 教員養成フラッグシップ大学の評価や成果の検証
- (4) その他関連する事項

3. 設置期間

委員会は、2. の審議事項に関する審議が終了したときに廃止する。

4. その他

- (1) 委員会において審議結果をとりまとめた時は、教員養成部会に報告する。
- (2) 教員養成部会からの求めがあった時は、委員会の審議の経過を教員養成部会に報告する。

また、委員会は必要に応じ、その審議の経過を教員養成部会に報告することができる。